



標茶町

# 標茶町耐震改修促進計画

平成20年3月  
令和6年4月改正

標茶町

# 目 次

第1章	計画策定について	
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間	3
第2章	想定される地震の規模および被害状況	
1	過去の地震発生の状況	4
2	標茶町における想定地震	5
3	想定される地震の被害状況	6
	(1) 標津断層帯（モデル 30_1）の地震	7
	(2) 標津断層帯（モデル 45_5）の地震	8
	(3) 十勝平野断層帯主部（モデル 30_3）の地震	9
	(4) 十勝平野断層帯主部（モデル 45_2）の地震	10
	(5) 十勝平野断層帯主部（モデル 45_5）の地震	11
	(6) 根室沖の地震	12
	(7) 十勝沖の地震	13
	(8) 三陸沖北部の地震	14
第3章	耐震化の現状と目標	
1	住宅の現状	15
2	標茶町における住宅耐震化推計の算定方法	16
3	住宅の耐震化目標	17
4	多数の者が利用する建築物の耐震化に係る目標	18
5	災害対策拠点施設の耐震化の状況	20
6	指定緊急避難所・指定避難所等の耐震化の状況	20
7	公共建築物の耐震化の目標	26
第4章	耐震化に向けた取り組み	
1	耐震化に向けた各主体の役割分担	27
	(1) 所有者の役割	27
	(2) 建築関連事業者の役割	27
	(3) 標茶町の役割	27
2	耐震化に係る相談体制	27
3	耐震化に係る情報提供	27
	(1) 耐震化に向けた知識の普及	27
	(2) 自治会・町内会との連携	28
4	耐震化を図るための支援策	28
5	要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務	28
6	地震時に通行を確保すべき道路の指定	29
第5章	耐震改修促進法による指導等に関する事項	
1	耐震改修促進法による指導等	30
2	建築基準法による勧告等	30
3	所管行政庁との連携	30

第6章	計画の推進に関する事項	
1	耐震改修促進法による指導等	31
2	標茶町の計画推進体制について	31
資 料		
1	標茶町における多数利用建築物の状況	32
2	建築物の耐震改修の促進に関する法律	33
3	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	48
4	標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則	56

# 第1章 計画策定について

## 1 計画策定の背景と目的

---

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人もの尊い命が失われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものと考えられています。

国では、この教訓を踏まえ、同年10月、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとしました。その後、平成18年に耐震改修促進法が改正され、住宅・建築物の計画的な耐震化を図るため、都道府県は耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、市町村は市町村耐震改修促進計画の策定の努力義務が課せられることとなり、標茶町では、平成20年3月に「標茶町耐震改修促進計画」を策定してきました。

近年においては、平成20年の岩手・宮城県内陸地震、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の大阪府北部を震源とする地震など大地震が頻発しており、本道においても、平成30年9月に発生した胆振東部地震では、最大震度7を観測するなど、これまでに経験したことがない災害に見舞われ、今後も高い確率で発生が指摘されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生じることも懸念されています。

こうした状況を踏まえ、引き続き地震による被害の軽減を図り、町民の方々の安全で安心な生活を確保するため、町内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「標茶町耐震改修促進計画」を見直すものです。

本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1（貧困をなくそう）、11（住み続けられるまちづくりを）、13（気候変動に具体的な対策を）の達成に資するものであり、災害に対して建築物の倒壊等から人命を守り、脆弱性を軽減することなどを目指すものです。



《ターゲット(抜粋)》  
災害からの脆弱性を  
軽減する。



《ターゲット(抜粋)》  
災害による被災者数等を  
大幅に削減する。



《ターゲット(抜粋)》  
自然災害に対する強靱  
性を強化する。

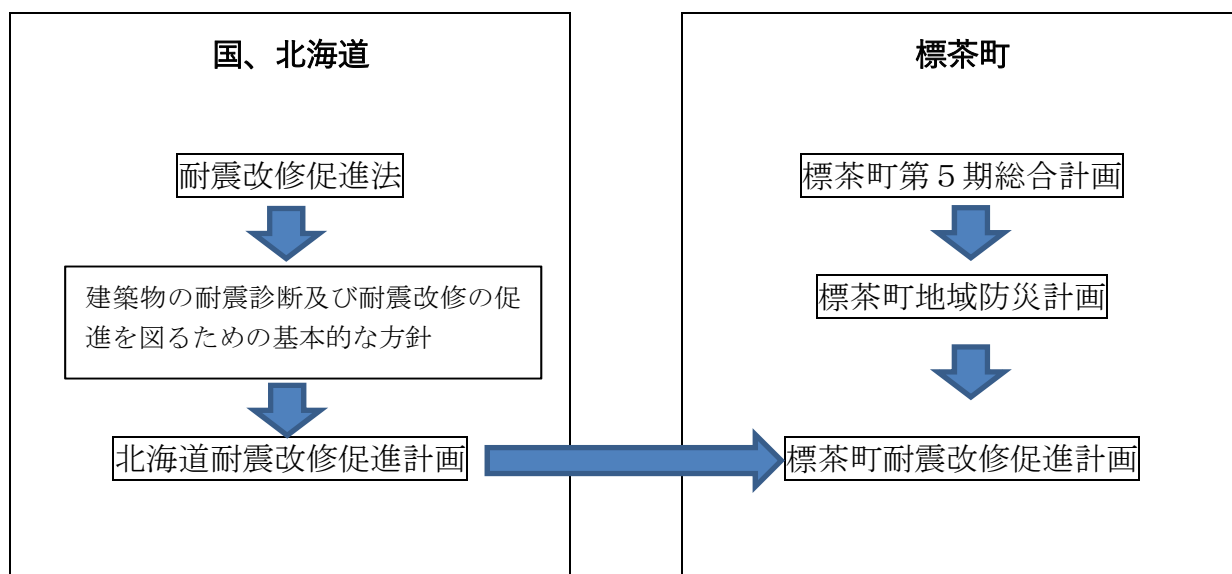
※持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : S D G s)

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール(目標)と、それぞれの下に、より具体的な169のターゲットがある。全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

## 2 計画の位置づけ

---

本計画は、耐震改修促進法のほか、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」、「北海道耐震改修促進計画」（以下「道計画と言う。」）を踏まえ、標茶町総合計画、標茶町地域防災計画との整合性を図りながら策定します。



## 3 計画期間

---

本計画の計画期間は、北海道耐震改修促進計画との整合を図り、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

なお、今後、国や道などから、新たな知見や対策内容などが示された場合には、これらに基づき、適宜、本計画の内容を見直していくこととします。

## 第2章 想定される地震の規模および被害状況

### 1 過去の地震発生の状況

標茶町周辺で被害報告が記録されているものとして昭和30年の釧路沖、昭和37年の十勝沖、昭和62年の十勝支庁南部震央の地震、また特に被害甚大であった平成5年の釧路沖地震、平成6年の北海道東方沖地震、平成15年の十勝沖地震、平成30年の北海道胆振東部地震等の大規模地震などが頻発しています。

以下に、標茶町周辺における過去の地震発生と被害の状況を示します。

表1 標茶町における地震被害状況(標茶町防災計画より)

年月日	被害場所	被害状況 (M: マグニチュード)	損害額 (千円)
昭 30. 9. 5	釧路川二本松橋	(震源: 釧路沖 M5. 8) 釧路市幣舞町 (旧): 震度 4 中央部約 7m 落下	3, 800
37. 4. 23	全域	(震源: 十勝沖 M7. 1) 釧路市幣舞町 (旧): 震度 4 特に簡易軌道被害	12, 438
62. 1. 14	標茶市街	(震源: 十勝地方南部 M6. 6) 釧路市幣舞町 (旧): 震度 5 ナメコ床落下	2, 200
平 5. 1. 15	全域	(名称: 平成 5 年 (1993 年) 釧路沖地震 M7. 5) 釧路市幣舞町 (旧): 震度 6 烈震により上・下水道、家屋損壊等全町的に被害	3, 370, 605
6. 10. 4	〃	(名称: 平成 6 年 (1994 年) 北海道東方沖地震 M8. 2) 釧路市幣舞町 (旧): 震度 6 上水道、道路、橋梁、家屋等に被害	784, 400
15. 9. 26	〃	(名称: 平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震 M8. 0) 釧路市幸町 (旧): 震度 5 強 道路、農業用水道に被害	159, 309
16. 11. 29	〃	(名称: 平成 16 年 (2004 年) 釧路沖地震 M7. 1) 釧路市幸町 (旧): 震度 5 強 家屋、道路、水道、商品に被害	3, 994
16. 12. 6	〃	(名称: 平成 16 年 (2004 年) 根室半島南東沖地震 M6. 9) 釧路市幸町 (旧): 震度 5 弱 営農施設に被害	300
30. 9. 6	〃	(名称: 平成 30 年 (2018 年) 北海道胆振東部地震 M6. 7) 釧路市幸町 (旧): 震度 4 乳用牛 1, 293 頭に乳房炎発症、生乳廃棄 1, 443 t、宿泊キャンセル 6, 154 千円、商品・設備被害 13, 765 千円	145, 628

## 2 標茶町における想定地震

本計画では、標茶町に被害を及ぼすと考えられる地震として内陸型地震3つ、海溝型地震6つの合計9の地震を想定します。

表2 想定地震一図(北海道地域防災計画より)

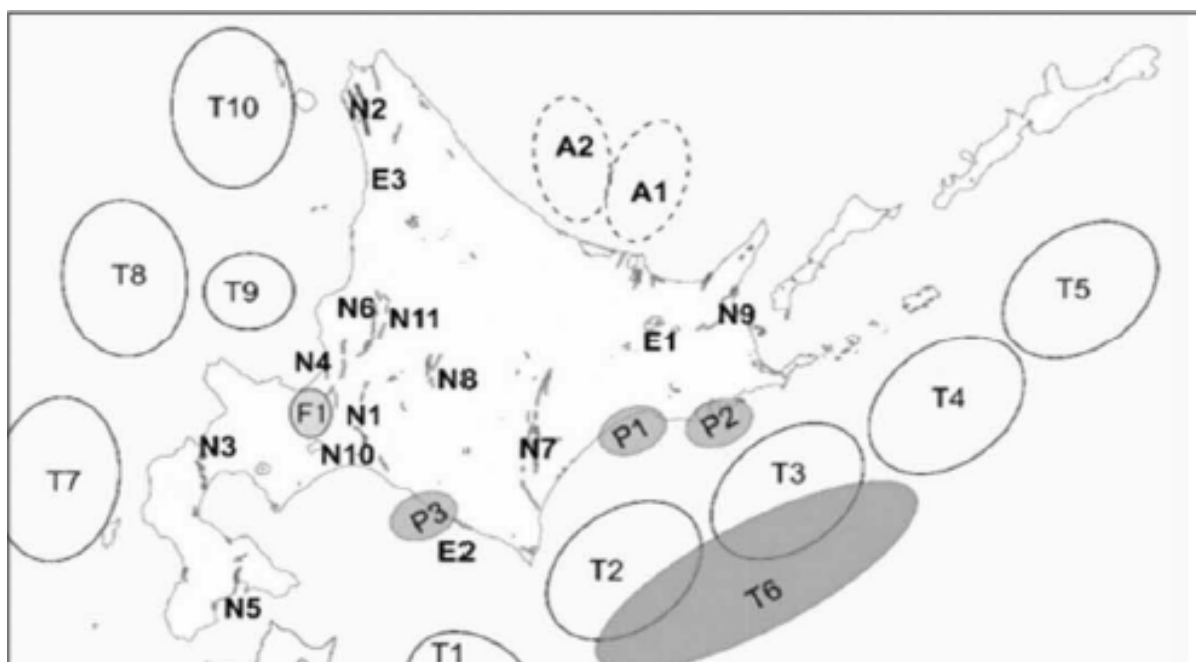


表3 標茶町における想定地震

地震	断層モデル	
	内陸型地震（活断層帯）	N 9
N 7		十勝平野主部
内陸型地震（既往の内陸地震）	E 1	弟子屈地域
海溝型地震（千島海溝／日本海溝）	T 1	三陸沖北部
	T 2	十勝沖
	T 3	根室沖
	T 6	500年間隔地震
海溝型地震（プレート内）	P 1	釧路直下
	P 2	厚岸直下



### 3 想定される地震の被害状況

---

平成 30 年 2 月に北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会により地震被害想定が報告されているため、その想定値に基づき、標茶町における地震による被害状況を算出しています。被害状況については、雪による被害の影響や屋内にいる時間帯などを考慮し、災害発生の季節・時間を「冬季の早朝 5 時」「夏季の昼 12 時」「冬季の夕方 18 時」の 3 つのパターンを想定した結果、標茶町において人的被害が最大となる地震は、十勝沖の地震 (M6.2) で「冬季の早朝 5 時」の被害想定とされています。

(1) 標津断層帯（モデル 30\_1）の地震

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
地震動		地表における震度 (評価単位最大)	5.8	5.8	5.8
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A (箇所)	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		崩壊危険度 B (箇所)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		崩壊危険度 C (箇所)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		揺れによる半壊棟数	16 棟	10 棟	16 棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		液状化による半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	計	全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
半壊棟数	16 棟	10 棟	16 棟		
火災被害		全出火件数	1 件未満	1 件未満	1 件未満
		炎上出火件数	1 件未満	1 件未満	1 件未満
		焼失棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		揺れによる重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		揺れによる軽傷者数	1 人	1 人未満	1 人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	計	死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		軽傷者数	1 人	1 人未満	1 人
	避難者数	避難所生活者数	164 人	160 人	164 人
		避難所外避難者数	88 人	86 人	88 人
避難者数計		252 人	246 人	252 人	
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	31 箇所	31 箇所	31 箇所
		断水世帯数(直後)	584 世帯	584 世帯	584 世帯
		※断水人口(直後)	1,412 人	1,412 人	1,412 人
		断水世帯数(1日後)	331 世帯	331 世帯	331 世帯
		※断水人口(1日後)	799 人	799 人	799 人
		断水世帯数(2日後)	313 世帯	313 世帯	313 世帯
		※断水人口(2日後)	757 人	757 人	757 人
		復旧日数(人員 1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員 1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	2.1km	2.1km	2.1km
		機能支障世帯数	46 世帯	46 世帯	46 世帯
		※機能支障人口	112 人	112 人	112 人
		復旧日数(人員 1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員 1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	10 箇所	10 箇所	10 箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	57 箇所	57 箇所	57 箇所
	橋梁(15m 以上)の被害	不通箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		通行支障箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	橋梁(15m 未満)の被害	不通箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		通行支障箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所

(2) 標津断層帯（モデル 45\_5）の地震

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
地震動		地表における震度 (評価単位最大)	6.1	6.1	6.1
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A (箇所)	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		崩壊危険度 B (箇所)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		崩壊危険度 C (箇所)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	6 棟未満	4 棟未満	6 棟未満
		揺れによる半壊棟数	50 棟	28 棟	50 棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		液状化による半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	計	全壊棟数	6 棟	6 棟	6 棟
半壊棟数	50 棟	50 棟	50 棟		
火災被害		全出火件数	1 件未満	1 件未満	1 件未満
		炎上出火件数	1 件未満	1 件未満	1 件未満
		焼失棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		揺れによる重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		揺れによる軽傷者数	5 人	2 人	3 人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	計	死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		軽傷者数	5 人	2 人	4 人
	避難者数	避難所生活者数	434 人	417 人	434 人
		避難所外避難者数	234 人	225 人	234 人
		避難者数計	668 人	642 人	668 人
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	84 箇所	84 箇所	84 箇所
		断水世帯数(直後)	1,434 世帯	1,434 世帯	1,434 世帯
		※断水人口(直後)	3,465 人	3,465 人	3,465 人
		断水世帯数(1日後)	799 世帯	799 世帯	799 世帯
		※断水人口(1日後)	1,930 人	1,930 人	1,930 人
		断水世帯数(2日後)	768 世帯	768 世帯	768 世帯
		※断水人口(2日後)	1,857 人	1,857 人	1,857 人
		復旧日数(人員 1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員 1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	3.7km	3.7km	3.7km
		機能支障世帯数	79 世帯	79 世帯	79 世帯
		※機能支障人口	192 人	192 人	192 人
		復旧日数(人員 1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員 1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	12 箇所	12 箇所	12 箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	71 箇所	71 箇所	71 箇所
	橋梁(15m 以上)の被害	不通箇所数	1 箇所未満	1 箇所未満	1 箇所未満
		通行支障箇所数	1 箇所未満	1 箇所未満	1 箇所未満
	橋梁(15m 未満)の被害	不通箇所数	1 箇所未満	1 箇所未満	1 箇所未満
		通行支障箇所数	1 箇所未満	1 箇所未満	1 箇所未満

(3) 十勝平野断層帯主部（モデル 30\_3）の地震

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
地震動		地表における震度 (評価単位最大)	5.5	5.5	5.5
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A (箇所)	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		崩壊危険度 B (箇所)	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		崩壊危険度 C (箇所)	3 箇所	3 箇所	3 箇所
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		揺れによる半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		液状化による半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0 棟	0 棟	0 棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0 棟	0 棟	0 棟
	計	全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満		
火災被害		全出火件数	1 件未満	1 件未満	1 件未満
		炎上出火件数	1 件未満	1 件未満	1 件未満
		焼失棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		揺れによる重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		揺れによる軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0 人	0 人	0 人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0 人	0 人	0 人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0 人	0 人	0 人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	計	死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	避難者数	避難所生活者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
避難所外避難者数		1 人未満	1 人未満	1 人未満	
避難者数計		1 人未満	1 人未満	1 人未満	
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1 箇所未満	1 箇所未満	1 箇所未満
		断水世帯数(直後)	2 世帯	2 世帯	2 世帯
		※断水人口(直後)	5 人	5 人	5 人
		断水世帯数(1日後)	4 世帯	4 世帯	4 世帯
		※断水人口(1日後)	9 人	9 人	9 人
		断水世帯数(2日後)	3 世帯	3 世帯	3 世帯
		※断水人口(2日後)	8 人	8 人	8 人
		復旧日数(人員 1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員 1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	1.4km	1.4km	1.4km
		機能支障世帯数	29 世帯	29 世帯	29 世帯
		※機能支障人口	69 人	69 人	69 人
		復旧日数(人員 1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員 1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	8 箇所	8 箇所	8 箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	39 箇所	39 箇所	39 箇所
	橋梁(15m 以上)の被害	不通箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		通行支障箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	橋梁(15m 未満)の被害	不通箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		通行支障箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所

(4) 十勝平野断層帯主部（モデル 45\_2）の地震

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
地震動		地表における震度 (評価単位最大)	5.3	5.3	5.3
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A (箇所)	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		崩壊危険度 B (箇所)	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		崩壊危険度 C (箇所)	3 箇所	3 箇所	3 箇所
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0 棟	0 棟	0 棟
		揺れによる半壊棟数	0 棟	0 棟	0 棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		液状化による半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0 棟	0 棟	0 棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0 棟	0 棟	0 棟
	計	全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
火災被害		全出火件数	0 件	0 件	0 件
		炎上出火件数	0 件	0 件	0 件
		焼失棟数	0 棟	0 棟	0 棟
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0 人	0 人	0 人
		揺れによる重傷者数	0 人	0 人	0 人
		揺れによる軽傷者数	0 人	0 人	0 人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0 人	0 人	0 人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0 人	0 人	0 人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0 人	0 人	0 人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0 人	0 人	0 人
		火災による重傷者数	0 人	0 人	0 人
		火災による軽傷者数	0 人	0 人	0 人
	計	死者数	0 人	0 人	0 人
		重傷者数	0 人	0 人	0 人
		軽傷者数	0 人	0 人	0 人
	避難者数	避難所生活者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		避難所外避難者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		避難者数計	1 人未満	1 人未満	1 人未満
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		断水世帯数(直後)	0 世帯	0 世帯	0 世帯
		※断水人口(直後)	0 人	0 人	0 人
		断水世帯数(1日後)	0 世帯	0 世帯	0 世帯
		※断水人口(1日後)	0 人	0 人	0 人
		断水世帯数(2日後)	0 世帯	0 世帯	0 世帯
		※断水人口(2日後)	0 人	0 人	0 人
		復旧日数(人員 1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員 1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.6km	0.6km	0.6km
		機能支障世帯数	12 世帯	12 世帯	12 世帯
		※機能支障人口	30 人	30 人	30 人
		復旧日数(人員 1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員 1/4)	—	—	—
	交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3 箇所	3 箇所
その他の道路の被害		被害箇所数	11 箇所	11 箇所	11 箇所
橋梁(15m 以上)の被害		不通箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		通行支障箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
橋梁(15m 未満)の被害		不通箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		通行支障箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所

(5) 十勝平野断層帯主部（モデル 45\_5）の地震

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
地震動		地表における震度 (評価単位最大)	5.3	5.5	5.5
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A (箇所)	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		崩壊危険度 B (箇所)	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		崩壊危険度 C (箇所)	3 箇所	3 箇所	3 箇所
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		揺れによる半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		液状化による半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0 棟	0 棟	0 棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0 棟	0 棟	0 棟
	計	全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		半壊棟数	1 棟	1 棟未満	1 棟
火災被害		全出火件数	1 件未満	1 件未満	1 件未満
		炎上出火件数	1 件未満	1 件未満	1 件未満
		焼失棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		揺れによる重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		揺れによる軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0 人	0 人	0 人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0 人	0 人	0 人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0 人	0 人	0 人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	計	死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	避難者数	避難所生活者数	2 人	2 人	2 人
		避難所外避難者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
避難者数計		3 人	2 人	3 人	
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1 箇所未満	1 箇所未満	1 箇所未満
		断水世帯数(直後)	11 世帯	11 世帯	11 世帯
		※断水人口(直後)	26 人	26 人	26 人
		断水世帯数(1日後)	13 世帯	13 世帯	13 世帯
		※断水人口(1日後)	30 人	30 人	30 人
		断水世帯数(2日後)	12 世帯	12 世帯	12 世帯
		※断水人口(2日後)	28 人	28 人	28 人
		復旧日数(人員 1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員 1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	1.7km	1.7km	1.7km
		機能支障世帯数	35 世帯	35 世帯	35 世帯
		※機能支障人口	85 人	85 人	85 人
		復旧日数(人員 1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員 1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	8 箇所	8 箇所	8 箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	42 箇所	42 箇所	42 箇所
	橋梁(15m 以上)の被害	不通箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		通行支障箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	橋梁(15m 未満)の被害	不通箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		通行支障箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所

(6) 根室沖の地震

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
地震動		地表における震度 (評価単位最大)	5.9	5.9	5.9
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B(箇所)	1箇所	1箇所	1箇所
		崩壊危険度C(箇所)	2箇所	2箇所	2箇所
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	12棟	7棟	12棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	12棟	7棟	12棟
火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	88人	85人	88人
		避難所外避難者数	48人	46人	48人
避難者数計		136人	131人	136人	
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	17箇所	17箇所	17箇所
		断水世帯数(直後)	604世帯	604世帯	604世帯
		※断水人口(直後)	1,460人	1,460人	1,460人
		断水世帯数(1日後)	345世帯	345世帯	345世帯
		※断水人口(1日後)	834人	834人	834人
		断水世帯数(2日後)	327世帯	327世帯	327世帯
		※断水人口(2日後)	790人	790人	790人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	2.1km	2.1km	2.1km
		機能支障世帯数	44世帯	44世帯	44世帯
		※機能支障人口	107人	107人	107人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	11箇所	11箇所	11箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	59箇所	59箇所	59箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満

(7) 十勝沖の地震

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
地震動		地表における震度 (評価単位最大)	6.2	6.2	6.2
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B(箇所)	3箇所	3箇所	3箇所
		崩壊危険度C(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	6棟	3棟	6棟
		揺れによる半壊棟数	62棟	30棟	62棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	6棟	4棟	6棟
半壊棟数	62棟	30棟	62棟		
火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	7人	3人	5人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	7人	3人	5人
	避難者数	避難所生活者数	467人	444人	467人
避難所外避難者数		252人	239人	252人	
避難者数計		719人	682人	719人	
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	90箇所	90箇所	90箇所
		断水世帯数(直後)	2,058世帯	2,058世帯	2,058世帯
		※断水人口(直後)	4,973人	4,973人	4,973人
		断水世帯数(1日後)	1,186世帯	1,186世帯	1,186世帯
		※断水人口(1日後)	2,866人	2,866人	2,866人
		断水世帯数(2日後)	1,148世帯	1,148世帯	1,148世帯
		※断水人口(2日後)	2,775人	2,775人	2,775人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	4.5km	4.5km	4.5km
		機能支障世帯数	97世帯	97世帯	97世帯
		※機能支障人口	235人	235人	235人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	14箇所	14箇所	14箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	74箇所	74箇所	74箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満



(8) 三陸沖北部の地震

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
地震動		地表における震度 (評価単位最大)	5.3	5.3	5.3
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度C(箇所)	3箇所	3箇所	3箇所
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数		1棟未満	1棟未満	1棟未満	
火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難所外避難者数		1人未満	1人未満	1人未満	
避難者数計		1人未満	1人未満	1人未満	
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.8km	0.8km	0.8km
		機能支障世帯数	18世帯	18世帯	18世帯
		※機能支障人口	42人	42人	42人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	27箇所	27箇所	27箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所

## 第3章 耐震化の現状と目標

### 1 住宅の現状

標茶町耐震改修促進計画における住宅の戸数把握は、民間の建築物は税務台帳の固定資産台帳を、公共の建築物は各施設台帳により調査集計することとし、「耐震化された建築物」の定義としては、阪神・淡路大震災において昭和56年の建築基準法の改正後に建設された建築物被害が少なかったことやデータ補足の容易さなどから、新耐震基準の適合により判断することとします。下記の表においても昭和56年5月以前に建てられたものを「昭和56年以前」、昭和56年6月以降に建てられたものを「昭和57年以降」と表記しています。

表4 住宅・共同住宅調査表（令和5年3月策定時）

区分		戸数	昭和56年以前		棟数	昭和57年以降	
			昭和57年以降	昭和56年以前		昭和57年以降	昭和56年以前
一般(民間)住宅		3,415	2,161	1,254	3,034	1,794	1,240
町所有住宅	町営住宅	481	385	96	133	80	53
	職員・教員住宅	98	55	43	77	34	43
小計		3,994	2,601	1,393	3,244	1,908	1,336
国・北海道所有等		78	49	29	50	21	29
総計		4,072	2,650	1,422	3,294	1,929	1,365

注1：一般(民間)住宅は、固定資産台帳から集計

注2：町所有住宅（町営住宅・職員住宅・教員住宅）は管理課に調査依頼し報告があった数値

注3：国・北海道所有等については、固定資産台帳の非課税物件の数値

## 2 標茶町における住宅耐震化推計の算定方法

- (1) 戸数の総数 4,072 戸を昭和 56 年以前の 1,422 戸と昭和 57 年以降の 2,650 戸に区分します。
- (2) 昭和 57 年以降の住宅は耐震性があると判断します。
- (3) 昭和 56 年以前に建設された建物でも一定程度は耐震性を有しているものと考えられます。平成 30 年の総務省「住宅・土地統計調査」をもとに国土交通省が推計した耐震化率は 47%であったことから昭和 56 年以前の 1,422 戸の 47%の 668 戸が耐震性を有する住宅と推計できます。

昭和 56 年以前の建物の耐震性を有する率の算定

S57 以降耐震性あり 4,050 万戸 ①

S56 以前耐震性あり 610 万戸 ②

耐震性なし 700 万戸 ③

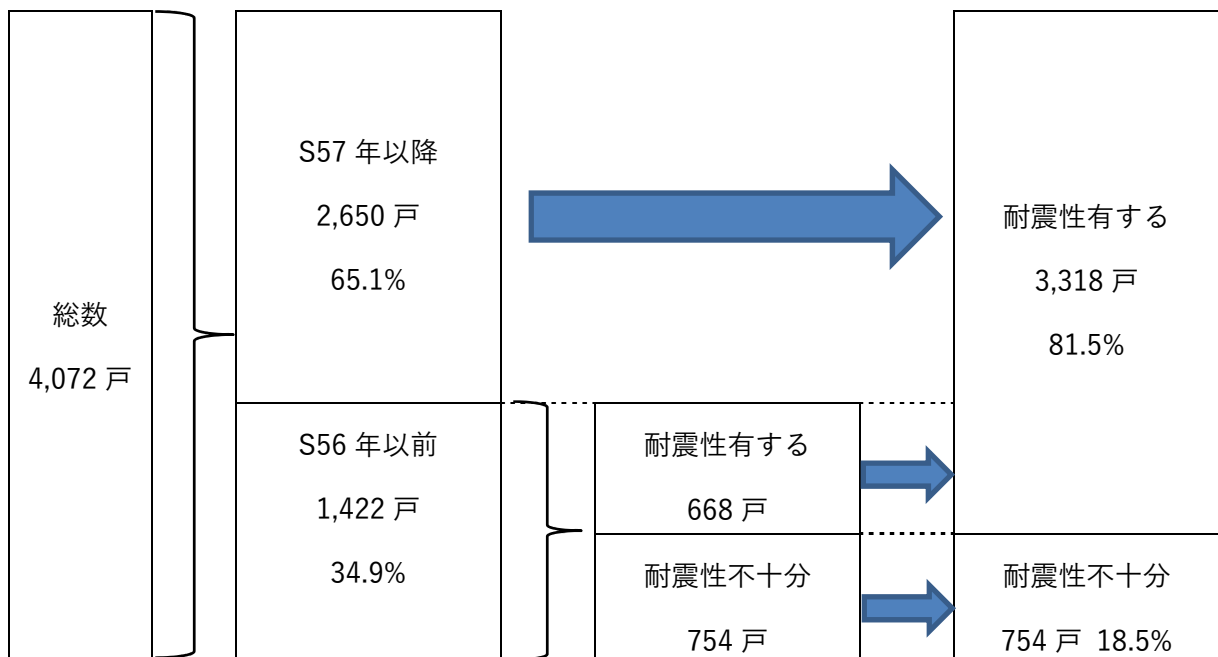
昭和 56 年以前の耐震性を有する建物の率 ②/②+③

⇒610 万戸/(610 万戸+700 万戸)=47%

平成 30 年の国土交通省推計値

- (4) 上記の考えにより耐震性を有する建物=昭和 57 年以降の 2,650 戸+昭和 56 年以前の 1,422 戸×47%(668 戸)=3,318 戸
- (5) また耐震性を有しない建物=昭和 56 年以前の 1,422 戸-昭和 56 年以前の 1,422 戸×47%(668 戸)=754 戸と推計します。

表 5



### 3 住宅の耐震化目標

本町の住宅の耐震化の状況は、前述のとおり住宅 4,072 戸のうち、耐震性がある住宅は 3,318 戸で耐震化率は 81.5%となっています。これまでの下記のとおり推計によると令和 7 年度の本町の耐震化率は 84.5%と推計されます。しかしながら、本計画では、国の動向及び北海道耐震改修促進計画との整合性を図り、住宅の耐震化率を令和 7 年度までに 95%を目指すことを目標とします。

表 6 住宅の耐震化率の実績と目標

	S57 以降 ③	S56 以前		建物計 ④(①+②+③)	耐震性有計 ⑤(①+③)	耐震化率 ⑤/④
		耐震性有 ①	耐震性不十分 ②			
平成 19 年 3 月	1,825	824	1,410	4,059	2,649	65.3
↓						
	S57 以降 ③	S56 以前	建物計 ④(①+②+③)			
		耐震性有 ①	耐震性不十分 ②			
年間増減数 R5-H19 の差	(2,650-1,825) /16 年間 52	(668-824) /16 年間 ▲10	(754-1,410) /16 年間 ▲41	(4,072-4,059) /16 年間 1		
↓						
	S57 以降 ③	S56 以前		建物計 ④(①+②+③)	耐震性有計 ⑤(①+③)	耐震化率 ⑤/④
		耐震性有 ①	耐震性不十分 ②			
令和 5 年 3 月	2,650	668	754	4,072	3,318	81.5
↓						
	S57 以降 ③	S56 以前		建物計 ④(①+②+③)	耐震性有計 ⑤(①+③)	耐震化率 ⑤/④
		耐震性有 ①	耐震性不十分 ②			
令和 8 年 3 月	2,806	638	631	4,075	3,444	84.5

※令和 7 年度末までの 3 か年に年間増減数を加えて耐震化率を算定した。

## 4 多数の者が利用する建築物の耐震化に係る目標

災害時には、学校施設やコミュニティセンターなどが避難所として利用され、その他の公共建築物は災害活動の拠点として利用されることとなります。このため、平常時における利用者の安全確保のほか、災害時の防災拠点施設としての機能確保の観点からも、公共建築物の耐震化に努める必要があります。

本町が所有する公共建築物のうち昭和 56 年以前に建築された旧耐震基準のもので耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数利用建築物」という。）は、地震防災の観点からも重要な施設が多いことから、所有者は、当該多数利用建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該多数利用建築物の耐震改修を行うよう努めなければなりません。本町はこれまでに昭和 56 年以前に建てられた多数利用建築物について、耐震診断を実施し、結果耐震性が基準を下回った多数利用建築物は、改修あるいは改築（新築し既存の施設を解体）などの対応を行ってまいりました。

現在、耐震性が基準を下回っている多数利用建築物は役場庁舎の 1 施設であり、また多数利用建築物の規模以下ではありますが、教育委員会事務所も耐震性が基準以下となっています。

表 7 多数利用建築物の耐震化の現状 (単位：棟、%)

用 途	施設数⑤(③+④)					耐震性有の 施設数計 ⑥(①+④)	耐震化率 ⑦(⑥/⑤)	
	昭和57年 以降④	昭和56年以前③(①+②)			耐震性有①			耐震性無②
		昭和56年以前③(①+②)	耐震性有①	耐震性無②				
小学校等	8	4	4	4		8	100.00	
老人福祉センター等	1	1				1	100.00	
病院等	1	1				1	100.00	
賃貸住宅等	10	10				10	100.00	
事務所	1		1		1	0	0.00	
体育館	1	1				1	100.00	
計	22	17	5	4	1	21	95.45	

※耐震性有①の欄は耐震診断により新耐震基準に適合すると判断された施設と、耐震診断により耐震性が無いと診断された施設であるが耐震改修を行った施設との合計

表 8 耐震改修促進法第14条第 1 号に規定している多数利用建築物の規模(要件)

用途		規模
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ500㎡以上
小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ1,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
学校	上記小学校等以外の学校	階数 3 以上かつ1,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
博物館、美術館、図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		
卸売市場		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		
事務所		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		

※表 7 の詳細は 32 ページを参照

## 5 災害対策拠点施設の耐震化の状況

耐震改修促進法に規定する多数利用建築物の該当に関わらず、本町の公共建築物であつて、災害対策拠点として防災・災害対策上重要な役割を担う施設については、大地震に対する十分な耐力が必要とされるため、耐震性の検討を行う必要があります。また標茶町地域防災計画の別冊として策定した業務継続計画(大規模災害編)の第3章第2節では本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の指定を定めており、これらに該当する施設は下記のとおりです。本町において、災害対策を行う上で拠点となる施設のうち、昭和56年以前建設のものは2施設であり、いずれも耐震診断を実施し耐震性は不十分との結果となっています。

表9 災害対策拠点施設

(単位:棟、%)

施設名	施設区分	構造	階	延床面積 (㎡)	竣工年	耐震診断の 実 施	耐 震 性 の 有 無
標茶町役場庁舎	災害対策本部 設置場所	RC	3	2,885	S46	実施済	無
教育委員会庁舎	上記に準ずる 施設	CB	1	450	S47	実施済	無
標茶町武道館	代替施設1	1	1	1,181	H3	対象外	有
コンベンション ホール「ういず」	代替施設2	10	1	824	H5	対象外	有

## 6 指定緊急避難場所・指定避難所等の耐震化の状況

指定緊急避難場所・指定避難所及び指定福祉避難所(以下「避難所」といいます。)の指定にあたっては、昭和56年改正の建築基準法に基づく新耐震基準への適合判定を行う義務づけはありませんが、避難時・被災時等に町民の生命・身体を守る役割を担う重要な施設であり、大地震に対する十分な耐力が求められるため、構造・規模・用途に関わらず耐震性の検討を行う必要があります。本町の避難所は32施設(指定緊急避難場所・指定避難所31、指定福祉避難所1施設)で、内訳は、昭和57年以降に建設されたものが20施設、昭和56年以前に建設されたものが11施設でとなっています。(建物の用途の一部でも昭和

56 年以前である建物を含む。)昭和 56 年以前に建設された 11 施設のうち、①耐震診断未  
実施の施設 2 施設

②耐震診断により耐震性が無いと診断された施設 7 施設(耐震改修済み)

③耐震診断により新耐震基準に適合すると診断された施設 2 施設

となっており耐震診断未実施の 2 施設の耐震診断を検討します。

なお、指定避難所とされている施設で多数利用建築物に該当するものはいずれも公共建  
築物で 10 施設あり、いずれの施設も耐震性が確保されています。



表 10 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

番号	施設名	所在地	用途名称等	構造	階	延床面積 (㎡)	竣工年	耐震診断実施 耐震診断結果 耐震改修の状況	備考
1	標茶小学校	川上1丁目24番地	校舎・園舎	鉄筋コンクリート	3	4,200.75	H23	-	1F 1,538.49 ㎡ 2F 1,259.71 ㎡ 3F 1,313.08 ㎡ PH 89.47 ㎡
			講堂	鉄筋コンクリート	1	912.00	H20	-	
2	標茶中学校	常盤9丁目1番地	校舎・園舎	鉄筋コンクリート	3	4,145.00	R2	-	
			講堂	鉄筋コンクリート	2	1,079.00	R2	-	
3	農業者トレーニングセンター	川上10丁目47番地	体育館	鉄筋コンクリート	2	1,799.49	S59	-	1F 1,619.41 ㎡ 2F 180.08 ㎡
4	総合社会福祉センター	川上10丁目1番地	集会所・会議室	鉄筋コンクリート	2	1,069.00	S57	-	所有:標茶町社会福祉 協議会 1F 679.00 ㎡ 2F 390.00 ㎡
5	開発センター(中央公民館)	旭2丁目6番1号	集会所・会議室	木造	2	2,080.75	S47	耐震診断実施 ○ 耐震診断結果 × H24 耐震改修実施	1F 1,241.75 ㎡ 2F 814.00 ㎡ R 25.00 ㎡
6	常盤コミュニティハウス	常盤8丁目36番地	集会所・会議室	木造	1	236.83	H20	-	所有:常盤町内会
7	開運コミュニティハウス	開運7丁目13番地	集会所・会議室	木造	1	227.61	H6	-	所有:開運町内会
8	平和コミュニティハウス	平和8丁目70番地	集会所・会議室	木造	1	173.74	H10	-	所有:平和町内会
9	麻生会館	麻生5丁目36番地	集会所・会議室	木造	1	289.42	H17	-	所有:麻生町内会
10	桜住民センター	桜9丁目32番地	集会所・会議室	木造	1	299.77	H3	-	
11	中央公民館分館	富士4丁目24番地	公民館	コンクリートブロッ ク	1	278.00	S47	耐震診断実施 ○ 耐震診断結果 × H25 耐震改修実施	
12	中オソベツ集落改善センター	字オソベツ 575 番地 8	集会所・会議室	鉄骨造	1	251.88	S59	-	

番号	施設名	所在地	用途名称等	構造	階	延床面積 (㎡)	竣工年	耐震診断実施 耐震診断結果 耐震改修の状況	備考
13	上オソベツへき地保健福祉館	字上オソベツ原野基線 42 番地 6	集会所・会議室	鉄骨造	1	181.26	S52	耐震診断実施 ×	所有：上御卒別地域振 興会
			集会所・会議室	木造	1	38.88	H5 増築	-	
14	沼幌小学校	字ヌマオロ原野 60 番地 1	校舎・園舎	木造	1	645.00	H5	-	
			講堂	鉄骨造	2	541.00	H5	-	
15	沼幌地区世代交流センター	字ヌマオロ原野 60 番地 10	集会所・会議室	木造	1	299.74	H7	-	
16	久著呂農村環境改善センター	字クチョロ原野 256 番地	集会所・会議室	鉄骨造	1	558.96	S63	-	
17	弥栄国際交流館	字上多和原野基線 44 番地 19	集会所・会議室	木造	1	481.39	H10	-	
18	磯分内小学校	字熊牛原野 15 線西 3 番地 1	校舎・園舎	木造	1	1,080.00	H27	-	
			講堂	鉄骨造	1	408.00	H27	-	
19	磯分内酪農センター	字熊牛原野 15 線西 1 番地 1	公民館	鉄骨造	1	1,154.00	S51	耐震診断実施 ○ 耐震診断結果 × H25 耐震改修実施	S51 545.00 ㎡ S53 609.00 ㎡ 増築
20	虹別小学校	字虹別原野 67 線 108 番地 1	校舎・園舎	鉄筋コンクリート	2	1,465.00	S52	耐震診断実施 ○ 耐震診断結果 ○ H10 耐震改修実施	
			講堂	鉄骨造	1	570.00	S55	耐震診断実施 ○ 耐震診断結果 ○ H10 耐震改修実施	
21	虹別中学校	字虹別原野 67 線 103 番地 4	校舎・園舎	木造	1	1,505.00	H23	-	
			講堂	鉄骨造	1	509.00	S41	耐震診断実施 ○ 耐震診断結果 × H22 耐震改修実施	

番号	施設名	所在地	用途名称等	構造	階	延床面積 (㎡)	竣工年	耐震診断実施 耐震診断結果 耐震改修の状況	備考
22	虹別酪農センター	字虹別原野 66 線 104 番地 1	公民館	鉄骨造	1	1,145.72	S55	耐震診断実施 ○ 耐震診断結果 × H24 耐震改修実施	
23	中虹別コミュニティハウス	字虹別原野 704 番地	集会所・会議室	コンクリートブロック	1	215.46	S47	耐震診断実施 ×	中虹別生活改善センター
			集会所・会議室	木造	1	114.75	H2 増築	-	所有:中虹別地域振興会
24	上虹別コミュニティハウス	字虹別原野 705 番地 4	集会所・会議室	木造	1	131.00	H4	-	所有:上虹別地域振興会
25	萩野コミュニティハウス	字虹別 470 番地 1	集会所・会議室	木造	1	190.25	S57	-	所有:萩野地域振興会
26	塘路小中学校	字塘路 8 番地 1	校舎・園舎	鉄筋コンクリート	2	1,379.00	S46	耐震診断実施 ○ 耐震診断結果 × H21 耐震改修実施	
			講堂	鉄骨造	1	547.00	S52	耐震診断実施 ○ 耐震診断結果 × H21 耐震改修実施	
27	塘路住民センター	字塘路 147 番地 2	公民館	鉄筋コンクリート	1	496.90	H2	-	
28	阿歴内公民館	字阿歴内原野基線 136 番地 30	公民館	鉄骨造	1	455.92	S52	耐震診断実施 ○ 耐震診断結果 × H25 耐震改修実施	
29	中茶安別小中学校	字中チャンベツ原野基線 35 番地 2	校舎・園舎	鉄骨造 鉄筋コンクリート	2	1,626.00	S40 S55	耐震診断実施 ○ 耐震診断結果 ○	
			講堂	鉄筋コンクリート	1	658.00	H27	-	
30	茶安別農村環境改善センター	字中チャンベツ原野基線 北 1 線 38 番地 4	公民館	鉄骨造	1	559.00	H3	-	
31	上茶安別構造改善センター	字チャンベツ原野基線 13 番地 10	集会所・会議室	木造	1	136.80	H2	-	

表 11 指定福祉避難所

番号	施設名	所在地	用途名称等	構造	階	延床面積 (㎡)	竣工年	耐震診断実施 耐震診断結果 耐震改修の状況	備考
1	ふれあい交流センター	開運4丁目2番地	集会所・会議室	鉄筋コンクリート	地上3階 地下1階	2,776.65	H10	-	1F 825.38㎡ 2F 826.75㎡ 3F 305.52㎡ R 819.00㎡

## 7 公共建築物の耐震化の目標

---

令和4年3月に改訂された標茶町公共施設等総合管理計画では、耐震化の実施方針として、

- ・地震が発生した場合において応急対策の拠点となる役場庁舎、学校教育施設・避難所として利用する各種集会施設及び福祉施設等については優先的に耐震化に着手していきます。
- ・昭和56年以前の新耐震設計基準に満たない公共施設については、順次計画的に補強改修、若しくは建て替えを実施してきました。今後は未実施の施設について対応を検討します。

と定めています。また、北海道耐震改修促進計画(令和3年4月)においては、道有施設の耐震化率の目標を100%としています。本町においても標茶町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、公共施設の耐震化率100%を目標とします。

## 第4章 耐震化に向けた取り組み

### 1 耐震化に向けた各主体の役割分担

---

#### (1) 所有者の役割

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全に繋がるだけでなく、隣接する建物や道路への被害の抑制といった都市機能の保持にも影響することを認識し、自ら住宅・建築物の地震に対する安全性を確保し、その向上を図るよう努める必要があります。

#### (2) 建設関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性など人命に関わる重要な要素について責任を負っていることを再認識し、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努めるものとします。

#### (3) 標茶町の役割

①標茶町は、相談体制の整備や適切な情報提供等、安心して耐震化が行なえる環境整備、啓発および知識の普及などに努めます。

②標茶町は、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化に向けた環境整備、普及啓発等の施策を推進することに努めます。

### 2 耐震化に係る相談体制

---

標茶町は、北海道などと連携し、住宅・建築物に係る耐震化について、きめ細かな相談対応が図られるよう相談窓口を設けています。無料耐震診断の実施とあわせて、詳細な耐震診断方法や耐震改修方法についての周知を図ります。

### 3 耐震化に係る情報提供

---

#### (1) 耐震化に向けた知識の普及

標茶町では、住宅・建築物の耐震化に関する情報提供として、広報、ホームページ等

により住民への啓発および知識の普及を図ります。

## (2) 自治会・町内会との連携

標茶町では、自治会・町内会を単位とした「自主防災組織」の設立を推進しています。こうした自治会・町内会の活動と連携しながら、地域住民の防災意識の向上を図るため、住宅・建築物の耐震化に関する情報提供を行ないます。

## 4 耐震化を図るための支援策

---

住宅・建築物の耐震化は、所有者の責務として実施することが基本となります。所有者が自らの問題として、耐震化に取り組むことが重要となります。

耐震化を図るには、事前に耐震診断を実施し耐震性の有無について確認する必要があることから、耐震性を確認するためには耐震診断を実施することが重要です。

標茶町では、無料耐震診断の実施や耐震化に関する情報提供を行い、所有者が耐震化に取り組みやすい環境づくりをさらに進めます。

また、令和5年4月に北海道が制定している既存住宅耐震改修費補助金交付要綱が改正され、新たに「除却工事」が補助対象になったこともあり、本町の補助制度である標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則(平成20年標茶町規則第18号)を改正し、周知を積極的に行い、耐震化が図られるよう努めます。

なお、無料耐震診断の実施にあたってはきめ細かな対応を実施します。

## 5 要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務

---

耐震改修促進法では、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存建築物について、国土交通省令で定める建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を、所管行政庁に報告しなければなりません。

標茶町内には、対象となる建築物はありません。

## 6 地震時に通行を確保すべき道路の指定

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、地震時に通行を確保すべき道路として緊急輸送道路として指定しておりますが、標茶町内での指定状況は次のとおりです。

表12 緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく標茶町内での国道・道道の指定状況

区分		指定路線名
第1次緊急輸送道路	道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路	国道 243号線
		国道 272号線
		道道 53号線
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点等を連絡する道路	国道 274号線
		国道 391号線
		道道 13号線
第3次緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点等を連絡する道路	指定なし

第1次緊急輸送道路として国道2路線、道道1路線の合計3路線が指定され、第2次緊急輸送道路として国道2路線、道道1路線の合計3路線が指定されております。また、標茶町では緊急輸送道路の指定はありません。

標茶町地域防災計画（令和4年3月改訂）では「第4章災害応急対策計画 第16節輸送計画」において次のように定めています。

### 第2 緊急輸送道路ネットワーク

地震等発生直後から緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路をネットワーク化して機能させる、北海道内関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、「緊急輸送道路」指定に基づき、緊急時の輸送経路確保等のため、道路及び構造物については積極的な耐震化に取り組むこととする。

本計画では、これらの路線を地震時に通行を確保すべき道路として指定します。また、これらの道路で、一定の高さを持つものは耐震改修促進法第6条第3項第2号に規定する建築物として、耐震化の促進を図ることにしますが本町では該当がありません。



## 第5章 耐震改修促進法による指導等に関する事項

### 1 耐震改修促進法による指導等

---

耐震改修促進法では、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しております。このため、所管行政庁は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、耐震診断が義務付けられている不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修促進法第15条第2項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等については、その所有者が適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないものであり、行政としても耐震性能の向上について適切な措置をとるように指導・助言、指示を行う必要性が高いものです。このため、標茶町としても適切な措置がとれるよう北海道と連携して所有者に対する指導等に取り組んでいくこととします。

### 2 建築基準法による勧告等

---

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行なったにもかかわらず、所有者が耐震に関わる対応を行なわなかった場合には、所管行政庁（北海道）は勧告または命令を行なうことができるとされています。

標茶町においても、北海道と連携しながら必要に応じた対応を行ないます。

### 3 所管行政庁との連携

---

標茶町においては、耐震改修促進法及び建築基準法に関わる所管行政庁である北海道と、十分な連絡調整、連携を図りながら特定建築物の所有者に対する効果的な取り組みを進めます。

## 第6章 計画の推進に関する事項

### 1 耐震改修促進法による指導等

---

北海道では、平成18年3月に、道、市町村及び建築関係団体が住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置しました。本町は、その会議に参加し、耐震化に関する情報を取得しながら、建築物の耐震化に向けて取り組んでいくものとします。

### 2 標茶町の計画推進体制について

---

標茶町の今後の庁内体制として、必要と認められる場合には関係部局による耐震改修促進に係る庁内会議を開催し、計画の推進に向けて所管する公共建築物及び民間建築物の耐震化に取り組んでいくこととします。

# 資料

## 1 標茶町における多数利用建築物の状況

用途・施設名等	建築年	施設数⑤(③+④)					耐震性有の施設数計 ⑥(①+④)	耐震化率 ⑦(⑥/⑤)
		昭和57年以降④	昭和56年以前③(①+②)		耐震性無 ②			
			耐震性有 ①					
標茶小学校	H20	1	1				1	
磯分内小学校	H27	1	1				1	
虹別小学校	S52	1		1	1		1	
中茶安別小中学校	S54	1		1	1		1	
塘路小中学校	S46	1		1	1		1	
沼幌小学校	H5	1	1				1	
標茶中学校	R2	1	1				1	
虹別中学校	S41	1		1	1		1	
小学校等		8	4	4	4		8	100.00
ふれあい交流センター	H10	1	1				1	
老人福祉センター等		1	1				1	100.00
標茶町立病院	H7	1	1				1	
病院等		1	1				1	100.00
川上団地K-1	S58	1	1				1	
桜団地S-1	H2	1	1				1	
桜団地S-2	H3	1	1				1	
桜団地S-3	H4	1	1				1	
桜団地S-4	H5	1	1				1	
桜団地S-5	H5	1	1				1	
桜団地S-7	H6	1	1				1	
桜団地S-8	H6	1	1				1	
桜団地S-9	H7	1	1				1	
桜団地S-10	H7	1	1				1	
賃貸住宅等		10	10				10	100.00
標茶町役場庁舎	S45	1		1		1		
事務所		1		1		1	0	0.00
農業者トレーニングセンター	S59	1	1				1	
体育館		1	1				1	100.00
計		22	17	5	4	1	21	95.45

※建築年が複数ある施設は、最も古い建築年を記載

※耐震性有①の欄は耐震診断により新耐震基準に適合すると判断された施設と、耐震診断により耐震性が無いと診断された施設であるが耐震改修を行った施設との合計

## 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律

発令：平成7年10月27日法律第123号

最終改正：令和5年6月16日号外法律第58号

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等（第四条—第六条）
- 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置（第七条—第十六条）
- 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定（第十七条—第二十一条）
- 第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等（第二十二条—第二十四条）
- 第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等（第二十五条—第二十七条）
- 第七章 建築物の耐震改修に係る特例（第二十八条—第三十一条）
- 第八章 耐震改修支援センター（第三十二条—第四十二条）
- 第九章 罰則（第四十三条—第四十六条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

##### （国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

#### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

##### （基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者

及び所有者)の意見を聴かなければならない。

- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

### 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ず

ることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

#### 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

（計画の認定）

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三 建築物の耐震改修の事業の内容

四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。



- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
- （１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- （２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の

二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

## 第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

#### 第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

#### 第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府

県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（会社の業務の特例）

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に会社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、会社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により会社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

## 第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

- 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
  - 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
  - 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
  - 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### 第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成七年一二月政令四二八号により、平成七・一二・二五から施行]

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
  - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
  - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則〔平成八年三月三十一日法律第二一号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成九年三月三十一日法律第二六号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。〔後略〕

(経過措置)

2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に関しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の表一の項及び四の項から六の項まで、第三条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項並びに第八条の二第二項の表二の項及び三の項並びに第四条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の規定は、住宅金融公庫が平成九年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成一七年七月六日法律第八二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一七年十一月七日法律第一二〇号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一八年一月政令七号により、平成一八・一・二六から施行〕

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があつた認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があつた認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(建築基準法の一部改正)

第六条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)



第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二五年五月二九日法律第二〇号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二五年一〇月政令二九三号により、平成二五・一一・二五から施行〕

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(建築基準法の一部改正)

第五条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(都市再生特別措置法の一部改正)

第六条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年六月四日法律第五四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二七年一月政令一〇号により、平成二七・六・一から施行〕

附 則〔平成三〇年六月二七日法律第六七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔令和元年六月政令二九号により、令和元・六・二五から施行〕

附 則〔令和五年六月一六日法律第五八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 〔略〕

三 〔前略〕附則〔中略〕第八条から第十四条まで〔中略〕の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内

において政令で定める日

### 3 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

発令：平成7年12月22日号外政令第429号

最終改正：平成30年11月30日号外政令第323号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条〔現行＝一四条＝平成一七年一月法律一〇二号・二五年五月二〇号により改正〕、第四条第一項〔平成一七年一月法律一〇二号により委任規定削除〕から第三項まで〔現行＝一五条二・四項＝平成一七年一月法律一〇二号・二五年五月二〇号により改正〕及び第十条〔平成八年三月法律二一号により委任規定削除〕の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定

による報告の対象となる事項を除く。) に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス

- 六 液化ガス
  - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
    - イ 火薬 十トン
    - ロ 爆薬 五トン
    - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
    - ニ 銃用雷管 五百万個
    - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
    - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
    - ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 二トン
    - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
  - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
  - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
  - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
  - 五 マッチ 三百マッチトン
  - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
  - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
  - 八 液化ガス 二千トン
  - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
  - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。
- （所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）
- 第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 病院又は診療所
  - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
  - 四 集会場又は公会堂
  - 五 展示場
  - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 七 ホテル又は旅館
  - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 九 博物館、美術館又は図書館
  - 十 遊技場
  - 十一 公衆浴場
  - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件）

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。
  - 二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。
    - イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。口において同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル
    - ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
    - ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル
    - ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル
    - ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
    - ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- 三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則〔平成八年三月三十一日政令第八七号〕

この政令は、平成八年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成九年八月二十九日政令第二七四号〕

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律〔平成九年六月法律第七九号〕の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附 則〔平成一一年一月一三日政令第五号〕

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律〔平成一〇年六月法律第一〇〇号〕の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則〔平成一一年一〇月一日政令第三一二号抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。〔後略〕

（許認可等に関する経過措置）

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもの



のほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一一年一月一〇日政令第三五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則〔平成一六年六月二三日政令第二一〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年七月一日)から施行する。

〔後略〕

附 則〔平成一八年一月二五日政令第八号〕

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律〔平成一七年一月法律第一二〇号〕の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。

附 則〔平成一八年九月二六日政令第三二〇号〕

この政令は、障害者自立支援法〔平成一七年一月法律第一二三号〕の一部の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附 則〔平成一九年三月二二日政令第五五号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年八月三日政令第二三五号抄〕

沿革

平成一九年 九月二〇日政令第二九二号〔郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令による改正〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一九年九月二〇日政令第二九二号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二五年一〇月九日政令第二九四号〕

(施行期日)

- 1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律〔平成二五年五月法律第二〇号〕の施行の日(平成二十五年十一月二十五日)から施行する。

(郵政民営化法施行令の一部改正)

- 2 郵政民営化法施行令(平成十七年政令第三百四十二号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年一二月二四日政令第四一―号抄〕

(施行期日)

- 1 この政令は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。

附 則〔平成二七年一月二―日政令第一―号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律〔平成二六年六月法律第五四号〕の施行の日（平成二七年六月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成二七年一二月一六日政令第四二―号〕

この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則〔平成二八年二月一七日政令第四三号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法〔電気事業法等の一部を改正する法律＝平成二六年六月法律第七二号〕施行日（平成二八年四月一日）から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二九年三月二三日政令第四〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、第五号施行日〔電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年六月法律第四七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日〕（平成二九年四月一日）から施行する。〔後略〕

附 則〔平成三〇年一―月三〇日政令第三二三号〕

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

## 4 標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則

---

(目的)

第1条 この規則は、標茶町内にある既存住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事及び除却工事を行う者に対し、その費用の一部を補助することにより、既存住宅の耐震性の向上を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 昭和56年5月31日以前に着工された、自己が所有する戸建ての専用住宅及び併用住宅（店舗併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 次のいずれかに該当する木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
  - ア 一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法（2012年改訂版）」による一般診断法で耐震診断員が行うもの
  - イ 上記のアに掲げる方法と同等以上と認められる耐震診断で耐震診断員が行うもの
- (3) 耐震診断員 建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所をいう。この項において同じ）に所属している建築士（同法第2条第1項に規定する建築士をいう。この項において同じ）で、北海道の耐震診断若しくは耐震改修技術者名簿に木造耐震診断の区分で登録している者をいう。
- (4) 耐震設計 耐震診断員による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を、上部構造評点が1.0以上にする設計をいう。
- (5) 耐震設計者 建築士の資格を有し、建築士事務所に所属している耐震設計を行う者をいう。
- (6) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された住宅の耐震改修工事をし、改修後の上部構造評点が1.0以上となる工事で、施工業者が行うものをいう。
- (7) 除却工事 耐震診断員が行った耐震診断で上部構造評点が1.0未満で倒壊の危険性があると判断された木造住宅の全部を除却する工事をいう。
- (8) 施工業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている者で、耐震診断員が所属し、耐震改修工事を行う者をいう。
- (9) 耐震診断補助 木造住宅の耐震診断を行う当該住宅の所有者に交付する補助金をいう。
- (10) 耐震設計補助 木造住宅の耐震設計を行う当該住宅の所有者に交付する補助金をいう。
- (11) 耐震改修補助 木造住宅の耐震改修工事を行う当該住宅の所有者に交付する補助金をいう。
- (12) 除却補助 木造住宅の除却工事を行う当該住宅の所有者に交付する補助金をいう。

(補助対象住宅、補助対象者及び補助対象経費)

第3条 耐震診断補助の対象住宅、対象者及び対象経費は、別表1のとおりとする。

- 2 耐震設計補助の対象住宅、対象者及び対象経費は、別表2のとおりとする。
- 3 耐震改修補助の対象住宅、対象工事、対象者及び対象経費は、別表3のとおりとする。
- 4 除却補助の対象住宅、対象工事、対象者及び対象経費は、別表4のとおりとする。

(補助金の交付額等)

第4条 耐震診断補助の額は、前条第1項による対象経費の3分の2以内の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除き、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、8万9千円を上限とする。

2 耐震設計補助の額は、前条第2項による補助対象経費の3分の2以内の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除き、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10万円を上限とする。

3 耐震改修補助の額は、前条第3項による補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除き、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の23パーセントを乗じて得た額（1,000円未満の端数があるとき

は、これを切り捨てた額)とする。ただし、82万2千円を上限とし、対象住宅が区分所有の場合は、建築物1棟当たり82万2千円を上限とする。

- 4 除却補助の額は、前条第4項による補助対象経費の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除き、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の23パーセントを乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、82万2千円を上限とし、対象住宅が区分所有の場合は、建築物1棟当たり82万2千円を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 耐震診断補助を受けようとする者(以下「耐震診断補助申請者」という。)は、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付申請書(別記様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特段の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 耐震診断補助申請者の住民票の写し(申請日前3か月以内に発行されたもの)
  - (2) 建物の所有権及び建築年月日が証明できるもの(固定資産税納税通知書、建物登記事項証明書、登記済証、建築基準法による検査済証、固定資産課税台帳等)の写し
  - (3) 前号における権利者が複数の場合、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付同意書(別記様式第2号)
  - (4) 耐震診断に要する耐震診断員が所属する建築士事務所の押印のある見積書の写し
  - (5) 耐震診断契約書の写し
  - (6) 付近見取図、配置図
  - (7) 対象住宅の外観写真(2面以上)
  - (8) 耐震診断補助申請者の納税確認書
  - (9) その他町長が必要と認める書類
- 2 耐震設計補助を受けようとする者(以下「耐震設計補助申請者」という。)は、交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特段の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (1) 耐震設計補助申請者の住民票の写し(申請日前3か月以内に発行されたもの)
  - (2) 建物の所有権及び建築年月日が証明できるもの(固定資産税納税通知書、建物登記事項証明書、登記済証、建築基準法による検査済証、固定資産課税台帳等)の写し
  - (3) 前号における権利者が複数の場合、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付同意書(別記様式第2号)
  - (4) 耐震診断報告書(耐震診断員が行ったもの)
  - (5) 耐震設計者の建築士免許証の写し
  - (6) 耐震設計見積書の写し
  - (7) 耐震設計契約書の写し
  - (8) 付近見取図、配置図
  - (9) 対象住宅の外観写真(2面以上)
  - (10) 耐震設計補助申請者の納税確認書
  - (11) その他町長が必要と認める書類
- 3 耐震改修補助を受けようとする者(以下「耐震改修補助申請者」という。)は、交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特段の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (1) 耐震改修補助申請者の住民票の写し(申請日前3か月以内に発行されたもの)
  - (2) 建物の所有権及び建築年月日が証明できるもの(固定資産税納税通知書、建物登記事項証明書、登記済証、建築基準法による検査済証、固定資産課税台帳等)の写し
  - (3) 前号における権利者が複数の場合、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付同意書(別記様式第2号)
  - (4) 耐震診断報告書(耐震診断員が行ったもの)
  - (5) 耐震設計者の建築士免許証の写し
  - (6) 補強後の想定耐震診断報告書(耐震設計者が行ったもの)
  - (7) 耐震改修工事見積書の写し(対象工事と他の工事を明確に区分したもの)
  - (8) 耐震改修工事請負契約書の写し
  - (9) 付近見取図、配置図、平面図等(改修内容が記載されたもの)

- (10) 対象住宅の外観写真（2面以上）
  - (11) 耐震改修補助申請者の納税確認書
  - (12) その他町長が必要と認める書類
- 4 除却補助を受けようとする者（以下「除却補助申請者」という。）は、交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特段の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (1) 除却補助申請者の住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）
  - (2) 建物の所有権及び建築年月日が証明できるもの（固定資産税納税通知書、建物登記事項証明書、登記済証、建築基準法による検査済証、固定資産課税台帳等）の写し
  - (3) 前号における権利者が複数の場合、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付同意書（別記様式第2号）
  - (4) 耐震診断報告書（耐震診断員が行ったもの）
  - (5) 除却工事見積書の写し（対象工事と他の工事を明確に区分したもの）
  - (6) 除却工事請負契約書の写し
  - (7) 付近見取図、配置図、平面図等（改修内容が記載されたもの）
  - (8) 対象住宅の外観写真（2面以上）
  - (9) 除却補助申請者の納税確認書
  - (10) その他町長が必要と認める書類
- 5 町長は、前4項の交付申請書の提出があった後、必要に応じて当該職員による現地調査等を行うことができる。
- 6 耐震診断補助申請者、耐震設計補助申請者、耐震改修補助申請者及び除却補助申請者（以下「補助申請者」という。）は、前項の現地調査等に協力しなければならない。
- 7 第1項から第4項に定める申請は、別に定める日から当該年度の9月30日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前日）までに行うものとする。

（補助金の交付決定）

- 第6条 町長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定を行い、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。
- 2 補助申請者は、前項の通知を受領した後、速やかに耐震診断、耐震設計、耐震改修工事又は除却工事（以下「耐震改修等」という。）に着手しなければならない。

（補助事業の計画変更及び中止）

- 第7条 前条第1項の交付決定の通知を受けた補助申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、標茶町既存住宅耐震改修等補助金変更申請書（別記様式第4号）に関係書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。
- (1) 耐震改修等の費用の変更
  - (2) 耐震改修等の計画の変更
  - (3) 耐震改修等を中止したとき。
- 2 町長は、前項の規定に基づく変更申請について内容を審査し、交付決定するときは標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付決定変更通知書（別記様式第5号）により補助申請者に通知する。

（実績報告等）

- 第8条 耐震診断補助申請者は、耐震診断が完了したときは、標茶町既存住宅耐震改修等補助金完了実績報告書（別記様式第6号）（以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。
- (1) 耐震診断報告書（耐震診断員が行ったもの）
  - (2) 耐震診断に要した費用の支払を証する領収書等の写し
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 耐震設計補助申請者は、耐震設計が完了したときは、実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。
- (1) 補強後の想定耐震診断報告書（耐震設計者が行ったもの）
  - (2) 平面図等（改修内容が記載されたもの）

- (3) 耐震設計に要した費用の支払を証する領収書等の写し
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- 3 耐震改修補助申請者は、耐震改修工事が完了したときは、実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。
- (1) 施工中及び完了後の状況写真
  - (2) 耐震改修工事に要した費用の支払を証する領収書等の写し
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 4 除却補助申請者は、除却工事が完了したときは、実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。
- (1) 完了後の状況写真
  - (2) 除却工事に要した費用の支払を証する領収書等の写し
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 5 前4項の規定による書類の提出は、補助金の交付の決定の属する年度の3月15日(土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)までに行うものとする。
- 6 町長は、第1項から第4項の実績報告書の提出があった後、必要に応じて当該職員による現地調査等を行うことができる。

(補助金の確定通知等)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかに耐震改修等の内容等の審査を行い、申請内容と相違がないと認めたときは、標茶町既存住宅耐震改修等補助金確定通知書(別記様式第7号)により補助申請者に通知する。

(交付決定の取消し等)

- 第10条 町長は、交付決定を受けた補助申請者(以下「交付決定者」という。)が次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助金を受けることについて不正な行為があったとき。
  - (2) この規則の規定による期日までに補助申請者から書類が提出されないとき。
  - (3) 期限内に当該補助対象事業が完了しないことが明らかとなったとき。
  - (4) その他補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書(別記様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。
- 3 補助金交付の決定を取り消した場合に生じた損害について、町は一切の賠償の責めを負わないものとする。

(補助金の返還)

- 第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の当該取消し部分について、返還を命じることができる。
- 2 町長は、補助金の返還を命じるときは、標茶町既存住宅耐震改修等補助金返還通知書(別記様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。
- 3 前項に規定する通知を受けた者は、当該通知に記載された金額を町長が指定する期限までに返還しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 22 年度の特例)

2 平成 23 年 2 月末までの公募期間中に、対象の要件に合致するものとして第 6 条第 3 項による通知を行った者への耐震改修補助金の額は、第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる額に 30 万円以内の額を加算し、交付申請については、第 8 条第 1 項に規定する「年度の 3 月 15 日」を「翌年度の 1 月 31 日」と、別記第 2 号様式中「3 月 15 日」を「1 月 31 日」と読み替え、平成 23 年度において交付できるものとする。

附 則 (平成 22 年 12 月 30 日規則第 50 号)

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 6 月 20 日規則第 27 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 19 日規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**別表 1 (第 3 条関係)**

耐震診断補助

区分	要件等	備考
対象住宅	<p>町内に存在する木造住宅であって、次に掲げる全てに該当するもの</p> <p>(1)昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅であること。</p> <p>(2)戸建て住宅、長屋建て住宅又は併用住宅(店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の 1/2 未満のもの)であること。</p> <p>(3)地上 2 階建以下の在来軸組構法であること。</p> <p>(4)外壁の中心線から隣地境界又は道路境界までのいずれかの水平距離が、建物の高さ以内であること。</p> <p>(5)過去に本事業による耐震診断補助を受けたことがないもの</p> <p>(6)建築基準法その他関係法令に、違反がないこと。</p>	
対象者	<p>次に掲げる全てに該当する者</p> <p>(1)個人であること。</p> <p>(2)対象住宅の居住者であること。</p> <p>(3)対象住宅の所有者(複数いる場合にあっては、その代表者)であること。</p> <p>(4)標茶町税条例(昭和 25 年標茶町条例第 25 号)に基づく町税及び標茶町国民健康保険税条例(平成 11 年標茶町条例第 33 号)に基づく国民健康保険税(以下「町税等」という。)の滞納がないこと。</p>	
対象経費	<p>耐震診断に要する費用。ただし、住宅部分に限る。</p> <p>※国、北海道、標茶町その他公共団体等から資金として補助金、交付金等の交付を受けて耐震診断をした場合(予定を含む)は、その対象となった費用を除く。</p>	<p>対象住宅が区分所有の場合は、建築物全体の対象経費を区分所有面積により按分した額とする。</p>

別表2（第3条関係）

耐震設計補助

区分	要件等	備考
対象住宅	<p>町内に存在する木造住宅であって、次に掲げる全てに該当するもの</p> <p>(1)昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。</p> <p>(2)戸建て住宅、長屋建て住宅又は併用住宅(店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの)であること。</p> <p>(3)地上2階建以下の在来軸組構法であること。</p> <p>(4)外壁の中心線から隣地境界又は道路境界までのいずれかの水平距離が、建物の高さ以内であること。</p> <p>(5)過去に本事業による耐震設計補助を受けたことがないもの</p> <p>(6)耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの。</p> <p>(7)建築基準法その他関係法令に、違反がないこと。</p>	
対象者	<p>次に掲げる全てに該当する者</p> <p>(1)個人であること。</p> <p>(2)対象住宅の居住者であること。</p> <p>(3)対象住宅の所有者(複数いる場合にあっては、その代表者)であること。</p> <p>(4)町税等の滞納がないこと。</p>	
対象経費	<p>耐震設計に要する費用。ただし、住宅部分に限る。</p> <p>※国、北海道、標茶町その他公共団体等から資金として補助金、交付金等の交付を受けて耐震設計をした場合（予定を含む）は、その対象となった費用を除く。</p>	<p>対象住宅が区分所有の場合は、建築物全体の対象経費を区分所有面積により按分した額とする。</p>

別表3（第3条項関係）

耐震改修補助

区分	要件等	備考
対象住宅	<p>町内に存在する木造住宅であって、次に掲げる全てに該当するもの</p> <p>(1)昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。</p> <p>(2)戸建て住宅、長屋建て住宅又は併用住宅(店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの)であること。</p> <p>(3)地上2階建以下の在来軸組構法であること。</p> <p>(4)外壁の中心線から隣地境界又は道路境界までのいずれかの水平距離が、建物の高さ以内であること。</p> <p>(5)過去に本事業による耐震改修補助を受けたことがないもの</p> <p>(6)耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの。</p> <p>(7)建築基準法その他関係法令に、違反がないこと。</p>	
対象工事	<p>耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された対象住宅を、上部構造評点が1.0以上となるように改修する工事</p>	
対象者	<p>次に掲げる全てに該当する者</p> <p>(1)個人であること。</p>	



	<p>(2)対象住宅の居住者であること。</p> <p>(3)対象住宅の所有者(複数いる場合にあつては、その代表者)であること。</p> <p>(4)町税等の滞納がないこと。</p>	
対 象 経 費	<p>次に掲げる費用。ただし、住宅部分に限る。</p> <p>(1)耐震改修工事に要する費用</p> <p>(2)現状復旧等に伴う付帯工事(解体工事並びに外装、断熱材、内装等の復旧工事及び更新工事を含む。)のうち耐震改修工事に係る費用</p> <p>※国、北海道、標茶町その他公共団体等から資金として補助金、交付金等の交付を受けて耐震改修をした場合(予定を含む)は、その対象となった費用を除く。</p>	<p>対象住宅が区分所有の場合は、建築物全体の対象経費を区分所有面積により按分した額とする。</p>

**別表4** (第3条項関係)

除却補助

区分	要件等	備考
対 象 住 宅	<p>町内に存在する木造住宅であつて、次に掲げる全てに該当するもの</p> <p>(1)昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。</p> <p>(2)戸建て住宅、長屋建て住宅又は併用住宅(店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの)であること。</p> <p>(3)地上2階建以下の在来軸組構法であること。</p> <p>(4)外壁の中心線から隣地境界又は道路境界までのいずれかの水平距離が、建物の高さ以内であること。</p> <p>(5)過去に本事業による耐震改修補助を受けたことがないもの</p> <p>(6)耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの。</p> <p>(7)建築基準法その他関係法令に、違反がないこと。</p>	
対 象 工 事	<p>耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された対象住宅を、除却する工事</p>	
対 象 者	<p>次に掲げる全てに該当する者</p> <p>(1)個人であること。</p> <p>(2)対象住宅の居住者であること。</p> <p>(3)対象住宅の所有者(複数いる場合にあつては、その代表者)であること。</p> <p>(4)町税等の滞納がないこと。</p>	
対 象 経 費	<p>次に掲げる費用。ただし、住宅部分に限る。</p> <p>(1)除却工事に要する費用</p> <p>※国、北海道、標茶町その他公共団体等から資金として補助金、交付金等の交付を受けて除却工事をした場合(予定を含む)は、その対象となった費用を除く。</p>	<p>対象住宅が区分所有の場合は、建築物全体の対象経費を区分所有面積により按分した額とする。</p>

## 標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付申請書

(申請先) 標茶町長

標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則第5条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

＜申請者＞ (補助を受けようとする方) (※必要事項を記入して下さい。)

フリガナ		提出日	年 月 日
氏名	(印)	連絡先	- -
住所	標茶町		

＜申請内容＞ (※該当項目に☑をし、必要事項を記入して下さい。)

申請項目	<input type="checkbox"/> 耐震診断補助 <input type="checkbox"/> 耐震設計補助 <input type="checkbox"/> 耐震改修補助 <input type="checkbox"/> 除却補助			
補助対象 住宅の概要	所在地	標茶町		
	構造・規模	木造 ( <input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建て )		延べ面積
	各階床面積	1階	m <sup>2</sup> /2階	m <sup>2</sup>
着手予定日	年 月 日 頃	完了予定日	年 月 日 頃	

＜申請項目施行者＞ (※上記申請項目の業務を行う耐震診断員、耐震設計者、工事施工者の情報を記入して下さい。)

●上記申請項目が「耐震診断補助」・「耐震設計補助」の場合	
耐震診断員・耐震設計者氏名	
資格	( ) 登録 ( ) 第 号
所属する建築士事務所名	( ) 級建築士事務所 ( ) 知事登録 ( ) 第 号
住所	
●上記申請項目が「耐震改修補助」・「除却補助」の場合	
工事施工者氏名	
施工業者名称	
許可番号等	建設業の許可 ( - ) 第 号 解体工事業の登録 知事 第 号 技術管理者氏名( )
住所	

受付印

<耐震改修計画> (※申請項目が「耐震改修補助」の場合、必要事項を記入して下さい。)

計画作成者 (耐震設計者)	耐震設計者氏名			
	資 格	( ) 登録 ( ) 第 号		
	所 属 す る 建築士事務所名	( ) 級建築士事務所 ( ) 知事登録 ( ) 第 号		
	住 所			
上部構造評点	改 修 前	_____ < 1.0	改 修 後	_____ ≥ 1.0
耐震改修計画 の 内 容	壁 の 強 さ に 関 す る 措 置			
	耐力要素の配置 に 関 す る 措 置			
	劣 化 度 に 関 す る 措 置			
	そ の 他 の 措 置			

<除却計画> (※申請項目が「除却補助」の場合、必要事項を記入して下さい。)

上部構造評点	除 却 前	_____ < 1.0
--------	-------	-------------

<他の補助金の受給に関する確認事項> (※該当項目に☑ をし、必要事項を記入して下さい。)

過去の利用	<input type="checkbox"/> 過去に標茶町既存住宅耐震改修等補助金を利用していません。	
その他の利用	<input type="checkbox"/> 当補助申請にあたり、国、北海道又は標茶町の補助金等の利用はありません。	
	<input type="checkbox"/> 当補助申請にあたり、国、北海道又は標茶町の補助金等の利用(予定)があります。 (※利用(予定)がある場合、以下の補助等の名称及び工事内容について記入して下さい。)	
	補助等の名称	
	工事内容	

## 標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付同意書

私は、標茶町住宅耐震改修等補助金交付申請に当たり、以下の建物を申請者が

耐震診断  
耐震設計  
耐震改修  
除却

を

行うこと及び補助金の交付を受けることに同意いたします。

### 記

- 1 建物所在地 標茶町
- 2 建物用途 一戸建ての住宅 ・ 併用住宅

年 月 日

(提出先) 標茶町長

申請者

住所

氏名

(電話番号

)

印

権利者

住所

氏名

(電話番号

)

印

注) 申請する住宅の権利者が複数の場合、その人数分すべてについて作成し提出すること。

標 第 号  
年 月 日

様

標茶町長 印

**標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付決定通知書**

年 月 日付けで申請のありました標記補助金につきまして、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助の種別	耐震診断補助・耐震設計補助・耐震改修補助・除却補助
交付決定額	円

※補助の条件

- ・補助金の交付決定が取消しとなる場合は、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則第10条に基づき、①補助金を受けることについて不正な行為があったとき、②当該規則の規定による期日までに補助申請者から書類が提出されないとき、③期限内に当該補助対象事業が完了しないことが明らかとなったとき、④その他補助金を交付することが不相当と認められる事実があったときとする。
- ・補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに町長に届け出なければならない。
- ・補助事業が完了したときは、速やかに町長に届け出なければならない。

## 標茶町既存住宅耐震改修等補助金変更申請書

(申請先) 標茶町長

標茶町既存住宅耐震改修等補助金の交付決定を受けましたが、その内容等に変更が生じたので、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則第7条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

<申請者> (交付決定を受けた方) (※必要事項を記入して下さい。)

	提出日	年	月	日
氏名				
交付決定日	年	月	日	付 標 第 号
補助の種別				
交付決定額	円			

<変更申請内容> (※該当項目に☑をし、必要事項を記入して下さい。)

	変更の有無		変更内容(変更がある場合記入)
費用の変更(税抜) (業務・工事費の変更)	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり	変更前(                   円) ↓ 変更後(                   円)
計画の変更 (業務・工事内容の変更)	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり	
その他 (業務・工事の中止など)	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり	

<変更理由> (※変更理由を記入して下さい。)

※添付書類  
 ・変更内容を確認できる書類  
 (見積書等、平面図等、着手前写真等)

※その他必要に応じて書類を求めることがあります。

受付印

標 第 号  
年 月 日

様

標茶町長

印

**標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付決定変更通知書**

年 月 日付けで変更申請のありました標記補助金につきまして、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則第7条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助の種別	耐震診断補助・耐震設計補助・耐震改修補助・除却補助
交付決定額	円

※補助の条件

- ・補助金の交付決定が取消しとなる場合は、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則第10条に基づき、①補助金を受けることについて不正な行為があったとき、②当該規則の規定による期日までに補助申請者から書類が提出されないとき、③期限内に当該補助対象事業が完了しないことが明らかとなったとき、④その他補助金を交付することが不相当と認められる事実があったときとする。
- ・補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに町長に届け出なければならない。
- ・補助事業が完了したときは、速やかに町長に届け出なければならない。

## 標茶町既存住宅耐震改修等補助金完了実績報告書

(報告先) 標茶町長

標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則第8条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

### <申請者> (交付決定を受けた方。変更交付決定を受けた方は変更決定の情報を記入)

(※必要事項を記入して下さい。)

(フリガナ)氏名	( )	提出日	年 月 日
交付決定日	年 月 日	付け 標 第 号	
交付決定額	円		

### <完了事業内容> (※該当項目に☑をし、必要事項を記入して下さい。)

完了事業	<input type="checkbox"/> 耐震診断補助	<input type="checkbox"/> 耐震設計補助	<input type="checkbox"/> 耐震改修補助	<input type="checkbox"/> 除却補助
着手日	年 月 日	完了日	年 月 日	

### <受取口座> ※通帳等の写しの提出がある場合は、受取口座欄の記入は不要です。

フリガナ													
口座名義人													
郵便局の通帳に振込	通帳の記号					通帳の番号							
銀行口座に振込						口座番号							
	銀行・信金・労金	本店	<input type="checkbox"/> 普通										
	信組・農協・漁協	支店	<input type="checkbox"/> 当座										

※添付書類

- (1) 耐震診断補助の場合
  - ①耐震診断報告書
  - ②耐震診断に要した費用の支払いを証する領収書等の写し
- (2) 耐震設計補助の場合
  - ①補強後の想定耐震診断報告書
  - ②案内図、配置図、平面図等(改修内容が記載されたもの)
  - ③耐震設計に要した費用の支払いを証する領収書等の写し
- (3) 耐震改修補助の場合
  - ①対象住宅の工事完了後の全景写真及び工事中的写真(改修工事の内容が確認できるもの)
  - ②耐震改修工事に要した費用の支払いを証する領収書等の写し
- (4) 除却補助の場合
  - ①対象住宅跡の工事完了後の全景写真(除却工事の内容が確認できるもの)
  - ②除却工事に要した費用の支払いを証する領収書等の写し

受付印

※その他必要に応じて書類を求めることがあります。



標 第 号  
年 月 日

様

標茶町長 印

**標茶町既存住宅耐震改修等補助金確定通知書**

年 月 日付けで完了実績報告のありました標記補助金につきまして、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則第9条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額	円
--------	---

標 第 号  
年 月 日

様

標茶町長

印

**標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書**

年 月 日付け標 第 号で補助金の交付が決定した(額の確定をした)補助事業について、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則第10条の規定に基づき、当該交付決定の全部又は一部を取り消しましたので、次のとおり通知します。

記

1 補助金交付決定(確定)額 金 円

2 取消しの理由

標 第 号  
年 月 日

様

標茶町長 印

**標茶町既存住宅耐震改修等補助金返還通知書**

年 月 日付け標 第 号で補助金の交付が決定した(額の確定をした)補助事業について、標茶町既存住宅耐震改修等補助金交付規則第11条の規定に基づき、下記のとおり(一部・全部)の返還を求めます。

記

返還金額 円

返還期限 年 月 日